

3年度 公文書開示（8月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
1	R3. 6. 15	R3. 8. 13	<ul style="list-style-type: none"> 休業要請を行う大規模施設に対する協力金等（令和3年4月25日～令和3年5月11日実施分）運営事務局業務委託 休業要請を行う大規模施設に対する協力金等（令和3年4月25日～令和3年5月11日実施分）相談・申請業務委託（複数単価契約） 	50		1												<p>個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため。（第2号）</p> <p>法人に関する情報であり、公にすることにより当該事業を営む法人の競争上又は事業運営上の地位が損なわれるおそれがあるため。（第3号）</p> <p>公にすることにより偽造等がなされ、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため。（第4号）</p>	産業労働局総務部企画調整課
2	R3. 7. 16	R3. 8. 31	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「協力要請推進枠」の取扱いの変更等について（事務連絡） 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における酒類販売事業者に対する支援の取扱いについて 	6		1												<ul style="list-style-type: none"> 公にすることにより、不特定多数の者から本来の業務目的以外の電話又はメールが大量又は無差別に送信されるおそれがあり、職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。（第6号） 職員の個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため（第2号）。 公にすることにより、不特定多数の者から本来の業務目的以外のメールが大量又は無差別に送信されるおそれがあり、職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（第6号）。 	産業労働局商工部調整課